

令和 7 年 5 月 21 日（水） 米軍に対する口頭要請内容

2022 年（令和 4 年）7 月 9 日夜、逗子市新宿 2 丁目において発生した米軍人による傷害事件について、本年 4 月 25 日に民事裁判の判決があり、双方控訴せず、判決が確定した。

未だ加害者である米軍人から被害者への直接の謝罪等が行われておらず、既に米国へ帰国したことは誠に遺憾である。

市としては、安全・安心な市民生活を確保するため、次のことを要請する。

- これまでの判決を重く受け止め、加害者である米軍人に対し、早急に被害者への直接の謝罪と損害賠償の対応をさせること。
- 改めて厳正なる綱紀肅正と事件の再発防止、また早期に必要な被害者救済措置に取り組むこと。

また、これから海水浴のシーズンを迎えるに当たり、市としては、改めて、逗子海水浴場を利用する際のルール及び注意事項について米軍内で周知していただくよう併せて要請する。